



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課）…………… 1
- 沖縄県立芸術大学学則及び沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則（文化振興課）…………… 2

告 示

- 土地改良区の解散（村づくり計画課）…………… 2
- 保安林の皆伐面積の限度（森林緑地課）…………… 3
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 3
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 4
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 4
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）… 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 5
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課）…………… 5

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告…………… 7
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院）…………… 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院）…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 11

教育委員会事項

- 指定管理者の指定…………… 13

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 13

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第1号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の表中

地域安全政策課		を
地域安全政策課	調査・研究班	に改

める。

附 則

この規則は、平成25年 2月 1日から施行する。

沖縄県立芸術大学学則及び沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第 2号

沖縄県立芸術大学学則及び沖縄県立芸術大学大学院学則の一部を改正する規則

(沖縄県立芸術大学学則の一部改正)

第 1条 沖縄県立芸術大学学則(昭和61年沖縄県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第 2条の 2を第 2条の 4とし、第 2条の次に次の 2条を加える。

(美術工芸学部の目的)

第 2条の 2 美術工芸学部は、伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

(音楽学部の目的)

第 2条の 3 音楽学部は、音楽・芸能に関する専門的技能及び諸理論を教授研究して、音楽・芸能の分野における知識、技術、表現力及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

(沖縄県立芸術大学大学院学則の一部改正)

第 2条 沖縄県立芸術大学大学院学則(平成 5年沖縄県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第 3条の次に次の 3条を加える。

(造形芸術研究科の目的)

第 3条の 2 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養^{かん}及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。

(音楽芸術研究科の目的)

第 3条の 3 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

(芸術文化学研究科の目的)

第 3条の 4 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第65号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第 1項第 1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 東風平町小城第二土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成25年 1月 25日

沖縄県告示第66号

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	223.99
	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24
伊是名村	干害防備保安林	1.10
久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.69

沖縄県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 国頭東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	国頭郡東村字平良809番2地先から 国頭郡東村字平良550番25地先まで	11.1m ～ 15.2m	172.1m
新	国頭郡東村字平良809番2地先から 国頭郡東村字平良550番25地先まで	6.5m ～ 46.0m	172.1m

沖縄県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	国頭郡今帰仁村字玉城766番1から 国頭郡今帰仁村字玉城765番まで	5.4m ～ 16.3m	37.8m
新	国頭郡今帰仁村字玉城766番1から 国頭郡今帰仁村字玉城765番まで	7.7m ～ 32.6m	36.7m

沖縄県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成25年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石垣浅田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字石垣168番から 石垣市字石垣168番1まで	10.0m ～ 10.8m	13.1m
新	石垣市字石垣168番から 石垣市字石垣168番1まで	9.5m ～ 10.0m	13.1m

沖縄県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年2月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 国頭東線
- 2 供用開始の区間 国頭郡東村字平良809番2地先から国頭郡東村字平良550番25地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 2月 1日

沖縄県告示第71号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久米島町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施する地域 久米島町全域（硫黄島及び鳥島を除く。）
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年 1月25日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（総合計画）

沖縄県告示第72号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 島尻郡与那原町字与那原3237番地
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県南部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成25年 1月22日 沖縄県指令土第46号

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 3月20日まで縦覧に供する。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県沖縄語普及協議会
- 3 代表者の氏名 宮里朝光
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビル4F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄語の保存・継承・普及に関する事業を行い、沖縄文化継承・発展に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年 2月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年12月27日
(2) 商号名 株式会社アイ・ダック
(3) 代表者名 飯田昭弘
(4) 所在地 名護市字辺野古1007番地24
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第10728号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年12月28日
(2) 商号名 有限会社三興建設
(3) 代表者名 喜屋武清正
(4) 所在地 うるま市字平良川270番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-24）第4684号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年12月28日
(2) 商号名 株式会社南西道路興業

- (3) 代表者名 川添雄一郎
(4) 所在地 那覇市小禄 1丁目27番21号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第1183号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成25年 1月 9日
(2) 商号名 有限会社大勝開発
(3) 代表者名 島袋賢勝
(4) 所在地 国頭郡国頭村字辺土名1556番地 4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第9529号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成25年 1月 9日
(2) 商号名 有限会社みなみ緑化
(3) 代表者名 照屋清和
(4) 所在地 糸満市字真壁1195番地 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第6625号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成25年 1月 9日
(2) 商号名 小橋川工務店
(3) 代表者名 小橋川健二
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町 2丁目218番地12
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第11371号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成25年 1月 9日
(2) 商号名 有限会社中央環境サービス公社
(3) 代表者名 糸数明仁
(4) 所在地 那覇市曙 2丁目20番11号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10248号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年12月27日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成25年 1月15日
(2) 商号名 有限会社平良基礎
(3) 代表者名 平良繁
(4) 所在地 那覇市字天久802番地16
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第10179号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成25年 1月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年 2月 1日

沖縄県病院事業局長 伊 江 朝 次

- 1 調達する特定役務の種類
 - (1) 業務名 沖縄県立病院清掃業務
 - (2) 業務内容 清掃業務
 - (3) 履行期間 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成24年 4月 1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が50人以上であること。
 - (4) 過去2年間に県内において、手術室及び集中治療室、感染症病床などクリーニングエリアを含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を2件以上有していること。
 - (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条に定める基準と同等の機械器具及び資格者を有していること。
 - (6) 従業員制服制度があること。
 - (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で沖縄県病院事業局長が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 営業概要書
 - エ 病院の清掃業務に関し直近2年間の契約実績を証明する書類
 - オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表
 - カ 法人にあっては、登記事項証明書
 - キ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - ク 入札参加資格の登録を申請する目前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類
 - ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - コ その他沖縄県病院事業局長が必要と認める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先
 - ア 沖縄県立北部病院総務課 〒905-0012 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
 - イ 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-411
 - ウ 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地の1 電話番号098-888-0123
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年 2月 1日（金曜日）から同月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。

- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成26年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局長が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県立病院清掃委託業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年 2月 1日

沖縄県立北部病院長 上 原 哲 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務
 - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 平成25年2月1日付け沖縄県公報第4121号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成25年2月1日（金曜日）から同年3月14日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年3月15日（金曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県立北部病院会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年2月1日(金曜日)から同年3月14日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立北部病院総務課
 - (2) 所在地 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年3月14日(木曜日)午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立北部病院総務課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hokubu Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2013 to March 31, 2014
 - (3) DEADLINE FOR BIDS
March 15, 2013 2:00 p.m.
 - (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
2-12-3 Onaka, Nago City, Okinawa, 905-8512 Japan
Telephone 0980-52-2719

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成25年 2月 1日

沖縄県立中部病院長 宮 城 良 充

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃業務
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成25年 2月 1日付け沖縄県公報第4121号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年 2月 1日（金曜日）から同年 3月13日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時から午後 5時まで
- (2) 場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年 3月14日（木曜日）午後 2時
- (2) 場所 沖縄県立中部病院第 2会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を 4(1)の日時までに 3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年 2月 1日（金曜日）から同年 3月13日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時から午後 5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付する場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課

- (2) 所在地 〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成25年3月13日(水曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立中部病院総務課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Chubu Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2013 to March 31, 2014
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 14, 2013 2:00 p.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital
281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293, Japan
Telephone 098-973-4111

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成25年2月1日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 我那覇 仁

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃業務
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 平成25年2月1日付け沖縄県公報第4121号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第15号)を遵守できる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成25年2月1日(金曜日)から同年3月13日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地の1 電話番号098-888-0123
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年3月14日(木曜日)午後2時
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年2月1日（金曜日）午前9時から同年3月13日（水曜日）午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県病院事業局県立病院課ホームページに掲載する。
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター総務課
 - (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地の1
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年3月13日（水曜日）午後3時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター総務課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
Cleaning duties(indoor and outdoor)
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2013 to March 31, 2014
 - (3) DEADLINE FOR BIDS
March 14, 2013 2:00 p.m.

(4) CONTACT

Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193, Japan
Telephone 098-888-0123

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年2月1日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

- 1 指定管理者となる団体 学校法人KBC学園 那覇市東町23番地5
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月1日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第32条中「4課1隊」を「3課1隊」に、「外事課
警衛対策課」を「外事課」に改める。

第35条の2を削る。

附 則

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---